

札幌市特定非営利活動促進法施行条例及び札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）2 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市特定非営利活動促進法施行条例及び札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第 1 条 札幌市特定非営利活動促進法施行条例（平成 23 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- (2) 「第 3 章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人」を「第 3 章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- (3) 第 25 条を次のように改める。

第 25 条 削除

- (4) 「第 2 節 仮認定特定非営利活動法人」を「第 2 節 特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- (5) 第 28 条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。
- (6) 第 29 条中「から第 27 条まで」を「、第 24 条、第 26 条及び第 27 条」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

（札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する

る条例の一部改正)

第2条 札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成25年条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項第4号中「、同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削り、「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。
- (2) 第10条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。
- (3) 第11条第2項中「、又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第4項」を削る。
- (4) 第12条第1項第1号中「3年間」を「5年間」に改め、同項第3号中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に、「3年間」を「5年間」に改める。
- (5) 第18条第1項第4号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第2条の規定による改正前の札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

- 3 新条例第10条第3項の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第10条第3項の書類については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成26年条例第32号）により控除対象特定非営利活動法人に指定されている法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第10条第4項の書類の作成、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに当該書類の市長における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

（理由）

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更するとともに、控除対象特定非営利活動法人が役員報酬規程等を備え置かなければならない期間を延長する等の改正を行うため、本案を提出する。